

第209号(令和7年9月12日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[告示]

△ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	3
△ 同 【こども青少年局こども施設整備課】	4
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	5
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	11
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	12
△ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	14
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】	15
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	16
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	17
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	24
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】	25
△ 横浜市国民健康保険料の収納事務の委託【健康福祉局保険年金課】	26
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	27
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	30
△ 同 【建築局都市計画課】	31
△ 同 【建築局都市計画課】	32
△ 同 【建築局都市計画課】	33

[公告]

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	34
△ 同 【経済局商業振興課】	36
△ 同 【経済局商業振興課】	38
△ 同 【経済局商業振興課】	40
△ 同 【経済局商業振興課】	42
△ 同 【経済局商業振興課】	44
△ 同 【経済局商業振興課】	46
△ 同 【経済局商業振興課】	48
△ 大規模小売店舗の届出に対する意見【経済局商業振興課】	50

△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	52
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	53
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	54
△ 同 【建築局調整区域課】	55
△ 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	56
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】	57
[教育委員会]	
△ 公印の改刻及び廃止【総務課】	58
[区選挙管理委員会]	
△ 委員の氏名【栄区】	59
[その他]	
△ 公立大学法人横浜市立大学令和6事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】	60

告示

横浜市告示第354号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年 月日	令和7年8月1日
施設種別	居宅訪問型保育事業
事業名称	おれんじハウスおうちde保育園
設置者	特定非営利活動法人おれんじハウス
所在地	神奈川区栄町1番地の19

横浜市告示第355号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年8月1日
施設種別	居宅訪問型保育事業
事業名称	障害児訪問保育アニー
設置者	特定非営利活動法人フローレンス
所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目14番地1

横浜市告示第356号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和7年5月6日	大通り公園クリニック	中区蓬萊町3丁目11番地
令和7年6月25日	横須賀ハートクリニック	戸塚区原宿四丁目14番10号
令和7年7月1日	ワイン薬局鶴見潮田店	鶴見区潮田町2丁目114番地の4
同	どうした天王町内科	保土ヶ谷区天王町1丁目19番地の4
同	かど薬局	金沢区能見台通25番3号
同	金沢八景痛みのクリニックまどかに	金沢区六浦一丁目1番7号
同	はなや薬局	港北区篠原東三丁目1番1号
同	なら薬局	青葉区奈良四丁目6番地の13
同	すみれ中央薬局都筑店	都筑区すみれが丘37番地の1
同	ななほし薬局ゆめが丘店	泉区ゆめが丘61番地の4
令和7年8月1日	大口整形外科	神奈川区入江二丁目18番18号
同	ハックドラッグM A R K I S みなとみらい薬局	西区みなとみらい三丁目5番1号

同	上大岡そらクリニック	港南区上大岡西二丁目2番10号
同	パール薬局	磯子区西町11番8号
同	齊藤こころみクリニック 綱島横浜精神科 ・心療内科	港北区綱島東二丁目12番19号
同	新羽駅前松野医院内 視鏡・内科・皮膚科	港北区新羽町1,625 番地の1
同	日吉本町みのる皮ふ 科	港北区日吉本町三丁 目40番17号
同	とも薬局中山駅前店	緑区寺山町89番地
同	薬局マツモトキヨシ サウスウッド店	都筑区茅ヶ崎中央6 番1号
同	クリエイト薬局市営 地下鉄センター北駅 店	都筑区中川中央一丁 目1番1号
同	センター北脳と皮ふ のクリニック	都筑区中川中央一丁 目1番3号
同	そうごう薬局センタ ー北駅前店	都筑区中川中央一丁 目1番3号
同	大船めぐみ眼科	栄区笠間二丁目14番 1号

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和7年 7月1日	YOCAR E株式会社	中区北仲通 5丁目57番 地の2	ツインズケア 港南訪問看護 ステーション	港南区港南中 央通3番6号
同	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町 4丁目55番 地	セントケア訪 問看護ステー ション ウィル 金沢	金沢区泥亀二 丁目8番14号

横浜市告示第357号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和7年9月1日	丸山大貴	アマーレ治療院	南区万世町1丁目1番地
同	井原千尋	訪問マッサージ はりきゅうあん 寿横浜旭	旭区さちが丘128番地の14
同	畠中未來	同	同
同	田口裕之	鍼灸マッサージ 治療院T-1コン ディショニング	港北区日吉二丁目8番3号
同	菅井浩一	フレアス在宅マ ッサージ長津田 施術所	緑区長津田町2,28 4番地の3
同	伊藤春菜	はり・きゅう・ マッサージみど りの風	都筑区川和町1,47 1番地
同	角田悦子	同	同
同	川田文絵	同	同
同	市村大輔	戸塚あおば整骨 院	戸塚区戸塚町10番 地
同	笠原瑞紀	訪問マッサージ はりきゅうあん 寿鎌倉	栄区笠間一丁目12 番13号
同	福場彩加	同	同
同	村田理恵	同	同

同	山 田 凌 平	同	同
同	石 月 仁 美	あん摩マッサー ジ指圧・はり・ きゅう you 樹治 療院	瀬谷区阿久和東一 丁目51番地の1
同	高 濱 賢 二	同	同
同	長 谷 川 正 直	同	同
同	吉 屋 俊 昌	せいじょう鍼灸 院	東京都世田谷区祖 師谷3丁目12番1 号
同	五 十 嵐 曜 佑	ひらい接骨院美 原院	東京都大田区大森 東1丁目6番5号
同	同	ひらいはりきゅ う院美原院	東京都大田区大森 東1丁目6番5号

横浜市告示第358号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があつた。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月 日	名 称	所在 地
令和6年 11月1日	(新) 医療法人社団北星会よこはま北星こころとからだのクリニック	神奈川区鶴屋町2丁目11番地の3
	(旧) 医療法人社団北星会よこはま北星クリニック	
令和6年 12月1日	(新) 南山堂薬局みなとみらい店	西区みなとみらい四丁目7番1号
	(旧) 株式会社トレジャー南山堂薬局みなとみらい店	
令和7年 4月1日	(新) 昭和医科大学藤が丘リハビリテーション病院	青葉区藤が丘二丁目1番地の1
	(旧) 昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	
同	(新) 昭和医科大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35番1号
	(旧) 昭和大学横浜市北部病院	
同	横浜メンタルクリニック戸塚	戸塚区上倉田町494番地の8
令和7年 5月27日	(新) セイムス伊勢佐木薬局	中区伊勢佐木町5丁目125番地
	(旧) ひまわり薬局伊勢佐木店	

令和7年 6月1日	(新)アグリホームクリニックよこはま	港北区篠原町 1,099番地の8
	(旧)MED A G R E E C L I N I C よこはま	
令和7年 6月9日	(新)セイムス新子安薬局	神奈川区子安通2丁目283番地の22
	(旧)かもめ薬局新子安店	
令和7年 7月1日	(新)都筑仲町台駅前まつのぶ内科・内視鏡クリニック	都筑区仲町台一丁目2番20号
	(旧)仲町台駅前まつのぶクリニック	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和6年 10月17日	株式会社 S H I M	戸塚区上矢 部町 1,180 番地の3	もみじ訪問看 護ステーション	(新)栄区飯島町 92番地の1
				(旧)栄区小菅ヶ 谷四丁目18番 26号
令和7年 8月1日	リズ株式会 社	港北区大曾 根二丁目35 番16-1号	すず訪問看護 ステーション	港北区大倉山 三丁目47番3 号

横浜市告示第359号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

変更年月 日	氏名	名称	所在地
令和7年 6月2日	神宮司政樹	(新)開設なし	(新)中区上野町1 丁目19番地の2
		(旧)潤仙堂	(旧)中区石川町2 丁目77番地
令和7年 7月1日	遠藤朋美	訪問鍼灸マッサージ あん寿横浜旭	(新)旭区さちが丘 128番地の14
			(旧)旭区柏町3番 地の50
同	北村のぞみ	(新)訪問マッサージ はりきゅうあん寿 横浜旭	(新)旭区さちが丘 128番地の14
		(旧)訪問マッサージ こころ池袋治療院	(旧)東京都豊島区 池袋2丁目41番 6号
令和7年 7月11日	高橋優介	(新)開設なし	(新)西区東久保町 30番23-2号
		(旧)栄鍼灸治療院	(旧)南区永田北二 丁目5番25号
令和7年 7月22日	高橋美月	(新)ハートスマイル マッサージ・横浜 青葉	(新)青葉区美しが 丘五丁目13番地 の6
		(旧)鍼灸マッサージ レイス治療院横浜 みなと	(旧)中区若葉町1 丁目7番地

横浜市告示第360号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があつた。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和6年12月31日	耳鼻咽喉科佐川医院	泉区中田南四丁目8番5号
令和7年4月30日	原宿わたなべ歯科診療所	戸塚区原宿三丁目8番6号
令和7年5月31日	横浜みやもと内科・内視鏡クリニック保土ヶ谷院	保土ヶ谷区川辺町3番地の5
令和7年6月17日	土屋歯科医院	栄区笠間一丁目4番32号
令和7年6月24日	横須賀ハートクリニック	戸塚区原宿四丁目14番10号
令和7年6月30日	南武クリニック	鶴見区矢向四丁目7番21号
同	久保クリニック	南区南吉田町2丁目28番地
同	おおこうちクリニック	保土ヶ谷区天王町1丁目19番地の4
同	希望ヶ丘駅前クリニック	旭区中希望が丘131番地の5
同	はまりハ在宅クリニック若葉台	旭区若葉台三丁目3番1号
同	かど薬局能見台店	金沢区能見台通25番3号

同	金沢八景痛みのクリニックまどかに	金沢区六浦一丁目1番12号
同	はなや薬局	港北区篠原東三丁目1番1号
同	とまと薬局こどもの国店	青葉区奈良四丁目6番地の13
同	すみれ中央薬局都筑店	都筑区すみれが丘37番地の1
同	ななほし薬局ゆめが丘店	泉区ゆめが丘61番地の4
令和7年7月15日	渡辺クリニック	戸塚区深谷町210番地

横浜市告示第361号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

廃止年月 日	氏名	名称	所在地
令和7年 3月31日	阿部亮	はり・きゅう・ マッサージみど りの風	都筑区川和町1,4 71番地

横浜市告示第362号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり再開した旨の届出があつた。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和7年7月9日	つくいけ内科クリニック	旭区今宿西町358番地

横浜市告示第363号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年7月1日	医療法人きぼう	鶴見区佃野町29番3号	徳田病院	鶴見区佃野町29番3号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年6月1日	有限会社ベル薬局	藤沢市湘南台1丁目11番地の2	はるの薬局	戸塚区原宿四丁目33番34号
令和7年7月1日	医療法人きぼう	鶴見区佃野町29番3号	徳田病院	鶴見区佃野町29番3号

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年7月1日	医療法人きぼう	鶴見区佃野町29番3号	徳田病院	鶴見区佃野町29番3号

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年6月1日	有限会社ベル薬局	藤沢市湘南台1丁目11番地の2	はるの薬局	戸塚区原宿四丁目33番34号
令和7年7月1日	医療法人きぼう	鶴見区佃野町29番3号	徳田病院	鶴見区佃野町29番3号

横浜市告示第364号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和6年 3月1日	(新)株式会社 日向	(新)港北区綱島 西二丁目5番 8号	(新)訪問介護ひ なた	(新)港北区綱 島西二丁目 5番8号
	(旧)合同会社 ひなた介護 ステーション	(旧)港北区大曾 根二丁目23番 2号	(旧)ひなた介護 ステーション	(旧)港北区大 曾根二丁目 23番2号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 2月1日	合同会社O H A N A	(新)西区浅間町 1丁目4番地 の3	O H A N A ト ータルケアサ ポート	(新)西区浅間 町1丁目4 番地の3
		(旧)西区花咲町 4丁目111番 地		(旧)西区花咲 町4丁目11 1番地
令和7年 5月1日	株式会社は まりハ	青葉区藤が丘 二丁目1番地 の7	はまりハ訪問 看護リハビリ ステーション 若葉台	(新)旭区若葉 台三丁目3 番1号
				(旧)旭区若葉 台三丁目6 番2号

令和7年 6月1日	医療法人 A G R I E	茨城県つくば みらい市伊奈 東37番地の2	(新)アグリホー ムクリニック よこはま (旧)M E D A G R E E C L I N I C よ こはま	港北区篠原 町1,099番 地の8
令和7年 6月16日	医療法人 光 陽会	磯子区磯子二 丁目20番45号	(新)磯子中央病 院 (旧)医療法人 光 陽会磯子中央 病院	磯子区磯子 二丁目20番 45号
令和7年 7月1日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ションつるみ	(新)鶴見区江 ヶ崎町2番 42号 (旧)鶴見区鶴 見中央一丁 目26番1号
同	エフィラグ ループ株式 会社	港北区新横浜 二丁目6番地 の13	(新)アポロ精神 科訪問看護ス テーション新 横浜 (旧)アポロ訪問 看護ステーシ ョン	港北区新横 浜二丁目17 番地の11

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 6月16日	医療法人 光 陽会	磯子区磯子二 丁目20番45号	(新)磯子中央病 院 (旧)医療法人 光 陽会磯子中央 病院	磯子区磯子 二丁目20番 45号

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 6月1日	医療法人A G R I E	茨城県つくば みらい市伊奈 東37番地の2	(新)アグリホー ムクリニック よこはま	港北区篠原 町1,099番 地の8
			(旧)M E D A G R E E C L I N I C よ こはま	
令和7年 6月16日	医療法人光 陽会	磯子区磯子二 丁目20番45号	(新)磯子中央病 院	磯子区磯子 二丁目20番 45号
			(旧)医療法人光 陽会磯子中央 病院	
同	同	同	(新)磯子中央病 院	同
			(旧)医療法人光 陽会磯子中央 病院	

5 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 5月1日	株式会社は まりハ	青葉区藤が丘 二丁目1番地 の7	(新)旭区若葉 台三丁目3 番1号	(新)旭区若葉 台三丁目6 番2号
			(旧)旭区若葉 台三丁目6 番2号	

6 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地

令和7年 5月1日	株式会社は まリハ	青葉区藤が丘 二丁目1番地 の7	はまリハ福祉 用具ヘルスケ アサポート	(新)旭区若葉 台三丁目3 番1号 (旧)旭区若葉 台三丁目6 番2号
--------------	--------------	------------------------	---------------------------	--

7 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 3月1日	株式会社 s e e d	緑区新治町 89 7番地の26	(新)デイサービ スのんな十日 市場	緑区新治町 8 97番地の26
			(旧)デイサービ スれんじゅ	

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和7年 2月1日	合同会社 O H A N A	(新)西区浅間町 1丁目4番地 の3	O H A N A ト ータルケアサ ポート	(新)西区浅間 町1丁目4 番地の3
		(旧)西区花咲町 4丁目111番 地		(旧)西区花咲 町4丁目11 1番地
令和7年 5月1日	株式会社は まリハ	青葉区藤が丘 二丁目1番地 の7	はまリハ訪問 看護リハビリ ステーション 若葉台	(新)旭区若葉 台三丁目3 番1号
				(旧)旭区若葉 台三丁目6 番2号
令和7年 6月1日	医療法人 A G R I E	茨城県つくば みらい市伊奈 東37番地の2	(新)アグリホー ムクリニック よこはま	港北区篠原 町1,099番 地の8

			(旧) MED A G R E E C L I N I C よ こはま	
令和7年 6月16日	医療法人光 陽会	磯子区磯子二 丁目20番45号	(新) 磯子中央病 院	磯子区磯子 二丁目20番 45号
			(旧) 医療法人光 陽会 磯子中央 病院	
令和7年 7月1日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ションつるみ	(新) 鶴見区江 ヶ崎町2番 42号
				(旧) 鶴見区鶴 見中央一丁 目26番1号
同	エフィラグ ループ株式 会社	港北区新横浜 二丁目6番地 の13	(新) アポロ精神 科訪問看護ス テーション新 横浜	港北区新横 浜二丁目17 番地の11
			(旧) アポロ訪問 看護ステーシ ョン	

9 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和7年 6月16日	医療法人光 陽会	磯子区磯子二 丁目20番45号	(新) 磯子中央病 院	磯子区磯子 二丁目20番 45号
			(旧) 医療法人光 陽会 磯子中央 病院	

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地

令和7年 6月1日	医療法人 A G R I E	茨城県つくば みらい市伊奈 東37番地の2	(新)アグリホー ムクリニック よこはま (旧)M E D A G R E E C L I N I C よ こはま	港北区篠原 町1,099番 地の8
令和7年 6月16日	医療法人光 陽会	磯子区磯子二 丁目20番45号	(新)磯子中央病 院 (旧)医療法人光 陽会磯子中央 病院	磯子区磯子 二丁目20番 45号
同	同	同	(新)磯子中央病 院 (旧)医療法人光 陽会磯子中央 病院	同

11 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和7年 5月1日	株式会社は まりハ	青葉区藤が丘 二丁目1番地 の7	はまりハ福祉 用具ヘルスケ アサポート	(新)旭区若葉 台三丁目3 番1号 (旧)旭区若葉 台三丁目6 番2号

12 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和7年 5月1日	株式会社は まりハ	青葉区藤が丘 二丁目1番地 の7	はまりハ福祉 用具ヘルスケ アサポート	(新)旭区若葉 台三丁目3 番1号

			(旧) 旭区若葉 台三丁目6 番2号
--	--	--	--------------------------

13 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・ 日常生活支 援総合事業 所の所在地
令和6年 3月1日	(新) 株式会社 日向	(新) 港北区綱島 西二丁目5番 8号	(新) 訪問介護ひ なた	(新) 港北区綱 島西二丁目 5番8号
	(旧) 合同会社 ひなた介護 ステーション	(旧) 港北区大曾 根二丁目23番 2号	(旧) ひなた介護 ステーション	(旧) 港北区大 曾根二丁目 23番2号

14 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・ 日常生活支 援総合事業 所の所在地
令和7年 3月1日	株式会社 s e e d	緑区新治町 89 7番地の26	(新) デイサービ スのんな十日 市場	(新) デイサービ スのんな十日 市場
			(旧) デイサービ スれんじゅ	(旧) デイサービ スれんじゅ

横浜市告示第365号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和7年 7月31日	株式会社ア ゴラ	青葉区藤が丘 二丁目36番地 の17	青葉訪問看護 ステーション	青葉区藤が丘 二丁目36番地 の17

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和7年 7月31日	社会福祉法 人みやび会	青葉区しらと り台3番地の 13	グループホー ムやすらぎの 郷	青葉区しらと り台3番地の 13

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和7年 7月31日	株式会社ア ゴラ	青葉区藤が丘 二丁目36番地 の17	青葉訪問看護 ステーション	青葉区藤が丘 二丁目36番地 の17

横浜市告示第366号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

再開年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 7月9日	医療法人社 団平平會	鎌倉市由比ガ 浜2丁目2番 40号	つくいけ内科 クリニック	旭区今宿西 町358番地

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

再開年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和7年 7月9日	医療法人社 団平平會	鎌倉市由比ガ 浜2丁目2番 40号	つくいけ内科 クリニック	旭区今宿西 町358番地

横浜市告示第367号

横浜市国民健康保険料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜市国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 指定公金事務取扱者の名称

株式会社電算システム

2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

3 委託した収納事務に係る歳入

横浜市国民健康保険料

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

5 収納事務の委託をした日

令和7年4月1日

横浜市告示第368号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
氷取沢市民の森	磯子区氷取沢町549番のイ、549番の口、553番、554番の1、554番の3、554番の5、556番、557番、560番から562番まで、581番、584番の1、584番の3、584番の口、585番、587番の1から587番の3まで、590番の1から590番の3まで、591番から595番まで、596番の1、605番の1、683番の1、683番の5、683番の6、683番の9から683番の11まで、684番、685番の7、689番の2、691番の1、693番の1、694番、700番の1、701番、702番、704番から706番まで、711番から731番まで、734番、735番、738番から745番まで、747番の2、747番の3、748番の1から748番の4まで、749番の2、749番の3、750番の1、750番の2、75	令和7年4月1日から

	1番、752番、753番 の1、754番の2、75 7番、758番、762番 から766番まで、771 番、773番、774番、 775番の1、775番の 2、776番、777番の 1から777番の3まで 、778番のイ、778番 のロ、778番のハ、78 0番から783番まで、7 84番の1、784番の2 、785番、786番、78 8番から795番まで、7 95番の2、796番、79 6番の2、797番から7 99番まで、800番の2 、800番の3、801番 の1から801番の4まで 、802番の1から80 2番の3まで、803番 の1、803番の2、80 4番の1から804番の 5まで、805番の1か ら805番の5まで、80 6番の1から806番の 3まで及び807番	
峯市民の森	磯子区氷取沢町990番 の1、990番の2、99 1番、992番、993番 の1から993番の6まで 及び993番の17から 993番の21まで 磯子区峰町312番の1 、317番の2、317番 の3、318番の1、31 8番の2、319番、32 0番、325番の2、32 5番の8、325番の11 、325番の12、326番	令和7年4月1日から

のイ、329番の1、32
9番の2、339番の3
、339番の口、375番
の1、375番の16、41
9番から422番まで及
び724番の12

横浜市告示第369号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

神大寺二丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

神奈川区神大寺二丁目地内

横浜市告示第370号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

白根五丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区白根五丁目地内

横浜市告示第371号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
南本宿特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区南本宿町地内

横浜市告示第372号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
長津田町馬ノ背特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

緑区長津田町地内

公 告

横浜市公告第507号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高田ビル

鶴見区北寺尾二丁目19番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

高田房枝

鶴見区諏訪坂5番47号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号 ほか1者

(4) 変更の年月日

令和5年5月27日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第508号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ鶴見下野谷町店

鶴見区下野谷町1丁目27番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎高治

大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ライフ下野谷店 鶴見区下野谷町1丁目27番地	ライフ鶴見下野谷町店 鶴見区下野谷町1丁目27番地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

法人にあっては代 表者の氏名	東京都中央区日本橋 本町3丁目6番2号	大阪市淀川区西宮原 2丁目2番22号
-------------------	------------------------	-----------------------

(4) 変更の年月日

令和5年5月27日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第509号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ大口店

神奈川区神之木町7番5号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東鉄工業株式会社

代表取締役 伊勢勝巳

東京都新宿区信濃町34番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東鉄工業株式会社 代表取締役 須田征男 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地	東鉄工業株式会社 代表取締役 伊勢勝巳 東京都新宿区信濃町34番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次 東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号 ほか1者

(4) 変更の年月日

令和7年6月26日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第510号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

K-1ショッピングセンター

旭区中希望が丘 177番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社山一

代表取締役 山田大作

旭区中希望が丘 180番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次 東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号 ほか6者	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号 ほか3者

(4) 変更の年月日

令和5年5月27日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第511号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ大倉山店

港北区大倉山五丁目24番14号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎高治

大阪市淀川区西宮原2丁目2番22

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ライフ大倉山店 港北区大倉山五丁目1,227番ほか	ライフ大倉山店 港北区大倉山五丁目24番14号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

法人にあっては代表者の氏名	東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号 ほか1者
---------------	--------------------	---------------------------

(4) 変更の年月日

令和5年5月27日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第512号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタテラス横浜綱島

港北区綱島東四丁目3番17号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社オレンジファードコート 代表取締役 越智雅也 東京都江東区東陽2丁目2番20号 ほか28者	株式会社オレンジファードコート 代表取締役 越智雅也 東京都中央区日本橋馬喰町2丁目7番 ほか28者

(4) 変更の年月日

令和6年12月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第513号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ青葉しらとり台店

青葉区しらとり台50番地の3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

進栄ビル管理有限会社

代表取締役 渡辺 学

青葉区しらとり台52番地の2

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ライフしらとり台店 青葉区しらとり台50番地の3ほか	ライフ青葉しらとり台店 青葉区しらとり台50番地の3
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	進栄ビル管理有限会社 代表取締役 渡辺 詠子 青葉区しらとり台52番地の2	進栄ビル管理有限会社 代表取締役 渡辺 学 青葉区しらとり台52番地の2
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治

法人にあっては代 表者の氏名	東京都中央区日本橋 本町3丁目6番2号	大阪市淀川区西宮原 2丁目2番22号
-------------------	------------------------	-----------------------

(4) 変更の年月日

令和5年2月11日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第514号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ戸塚汲沢店

戸塚区汲沢町 1,158 番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎高治

大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ライフ戸塚汲沢店 戸塚区汲沢町字細田 1,158 番地の1ほか	ライフ戸塚汲沢店 戸塚区汲沢町 1,158 番地の1
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

法人にあっては代 表者の氏名	東京都中央区日本橋 本町3丁目6番2号 ほか1者	大阪市淀川区西宮原 2丁目2番22号 ほか1者
-------------------	--------------------------------	-------------------------------

(4) 変更の年月日

令和5年5月27日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年8月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 515 号

大規模小売店舗の届出に対する意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について次のとおり意見が述べられたので、同条第3項の規定に基づき、その意見書をこの公告の日から1か月間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー東戸塚店
戸塚区前田町 100 番地

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

横浜市報定期第197号令和7年4月25日横浜市公告第236号に記載の届出事項によると、届出者は駐車場の収容台数を105台としている。近隣の類似する大規模小売店舗「神奈川県横浜市戸塚区品濃町549番地の8」では、144台収容可能な駐車場を設置しているにもかかわらず、隣接する平戸第47号線及び品濃第330号線において、休日に慢性的な渋滞が発生している。

加えて、近隣に大規模小売店舗の需要を満たす十分な時間貸し駐車場が存在しないことから、その実態を考慮し、収容台数を増台することを意見する。

イ 経路の設定等

横浜市報定期第197号令和7年4月25日横浜市公告第236号に記載の届出事項によると、届出者は駐車場の自動車の出入口を出口と入口ともに平戸第236号線側に設置している。この道路は、歩道が完全に整備されていないえ幅員も狭い。その実態を考慮し、自動車の出入口を国道1号線側に変更することを意見する。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

隣接する平戸第263号線は歩道が完全に整備されていないえ幅員も狭い。店舗利用者の自動車による歩行者支障が生じないような措置を講ずるよう意見する。

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課
戸塚区戸塚町16番地の17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第516号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
左右手第二公園	磯子区栗木二丁目9番	別図のとおり 534 m ²	立入禁止	令和7年9月22日から令和8年3月31日まで
杉田三丁目公園	磯子区杉田三丁目7番	別図のとおり 813 m ²	立入禁止	令和7年9月22日から令和8年3月31日まで
滝頭二丁目公園	磯子区滝頭二丁目31番	別図のとおり 3,886 m ²	立入禁止	令和7年9月22日から令和8年3月31日まで
洋光台四丁目公園	磯子区洋光台四丁目11番	別図のとおり 2,359 m ²	立入禁止	令和7年9月22日から令和8年3月31日まで

別図（省略）

横浜市公 告 第 517 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、松ヶ丘住宅地建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

横浜市公 告 第 518 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年6月28日第2024開401号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西区北幸二丁目9番14号

相鉄不動産株式会社

代表取締役 平野雅之

3 開発区域に含まれる地域の名称

中区山手町1番の1の一部、1番の2の一部、1番の5、1番の14、1番の15の一部及び1番の16から1番の19まで

横浜市公告第 519 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年9月11日 第2024開1306号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南区中島町4丁目69番地の2

有限会社東邦地所

代表取締役 佐藤 仁

3 開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区汲沢五丁目 1,751 番の2、1,751 番の6、1,751 番の9
、1,751 番の16、1,751 番の17の一部、1,751 番の18の一部、1,
751 番の19の一部及び 1,751 番の20から 1,751 番の22まで

横浜市公告第 520 号

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、関内駅前北口地区市街地再開発組合から、次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和7年9月12日

横浜市長 山中竹春

氏名	住所
坂内 誠	千葉県船橋市湊町2丁目8番40-409号

区公 告

保土ヶ谷区公告第 143 号

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年9月12日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 35 — 38 浜 横浜	令和7年3月19日

教育委員会

横浜市教育委員会告示第22号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和7年9月12日

横浜市教育委員会

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立軽井沢中学校長印	令和7年9月12日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立軽井沢中学校長印	令和7年9月12日	 (方21ミリメートル)

区選挙管理委員会

横浜市栄区選挙管理委員会告示第27号（令和7年9月1日掲示済）
委員の氏名

令和7年9月1日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和7年9月1日

横浜市栄区選挙管理委員会

飯 島 悟

その他

公立大学法人横浜市立大学公告第1号

公立大学法人横浜市立大学令和6事業年度財務諸表の公
告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規
定により、公立大学法人横浜市立大学令和6事業年度財務諸表を別
冊のとおり公告する。

令和7年9月12日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 近野真一